

# 鹿沼市庁舎整備スケジュール案(概要)

参考資料

<【現庁舎敷地】に「本庁舎(本館・新館)及び東館」を解体し、既存庁舎を集約した新庁舎を建設する場合>……※「合併特例債」期限:平成32年度

